

実施公示
平成 30 年度ピアノ調律職種技能検定
(応募要領)

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、ピアノ調律技能検定の実施について次のとおり公示します。

平成 30 年 4 月 1 日

厚生労働大臣指定試験機関
一般社団法人日本ピアノ調律師協会

1 実施する検定職種及び等級区分

実施する検定職種及び等級区分は次のとおりとします。

何れの等級からでも受検が可能です。各級毎に受験資格がありますので、受検申請に際しては各級毎の受験資格を確認して下さい。（受験資格は協会ホームページで確認出来ます。）

- (1) 1 級 学科試験、実技試験
- (2) 2 級 学科試験、実技試験
- (3) 3 級 学科試験、実技試験

2 試験の方法等

試験は、学科試験及び実技試験によって行います。

但し、実技試験の受検には学科試験に合格することが必要です。

(1) 学科試験

- 1 級 真偽法 25 問、五肢択一 25 問 試験時間 60 分
- 2 級 真偽法 25 問、四肢択一 25 問 試験時間 60 分
- 3 級 真偽法 25 問、三肢択一 25 問 試験時間 60 分

真偽問題と択一問題の配点は、1 級、2 級、3 級ともに次の通りとします。

真偽問題（1 点）、択一問題（3 点）、合計（100 点）

イ 実施期日（受検日）

- 1 級及び 2 級 平成 30 年 7 月 8 日（日）
- 3 級 平成 30 年 11 月 4 日（日）

ロ 時間

	受付	オリエンテーション	試験開始	試験終了
1 級	13 : 00	13 : 20	13 : 30	14 : 30
2 級	15 : 00	15 : 20	15 : 30	16 : 30
3 級	14 : 00	14 : 20	14 : 30	15 : 30

※各級ともに試験時間は 60 分で行います。

ハ 学科試験会場

1 級及び 2 級は、北海道、宮城県、新潟県、東京都、静岡県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県に分けて行います。

3 級は、北海道、宮城県、東京都、静岡県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県に分けて行います。

※特定の会場での受検希望が多数となった場合には、抽選により第二希望の会場での受検をお願いすることがあります。

(2) 実技試験

級	作業	科目	試験時間
1 級	調律	グランドピアノ	80 分
		アップライトピアノ	80 分
	整調	グランドピアノ	20 分
		アップライトピアノ	10 分
	修理	グランドピアノ張弦（玉造りを含む。）	10 分
		グランドピアノハンマーシャンクフレンジセンターピン交換	10 分
グランドピアノダンパーワイヤー交換		10 分	
2 級	調律	アップライトピアノ	90 分
	整調	グランドピアノアクションモデル	15 分
		アップライトピアノ	10 分
	修理	張弦（玉造りを含む。）	10 分
		アップライトピアノセンターピン（木部合わせ）交換	10 分
アップライトピアノスプリングとコード交換		10 分	
3 級	調律	アップライトピアノ	100 分
	整調	アップライトピアノアクションモデル	15 分
	修理	張弦（玉造りを含まない。）	15 分
		アップライトピアノバットスプリングコード交換	10 分

イ 実施期日

1 級（学科試験免除者）	平成 30 年 7 月～平成 30 年 10 月頃
1 級（学科試験合格者）	平成 30 年 10 月頃～平成 31 年 2 月
2 級（学科試験合格及び免除者）	平成 30 年 9 月～平成 31 年 2 月
3 級（学科試験合格及び免除者）	平成 31 年 1 月～平成 31 年 2 月

上記のいずれかの日に行います。

ハ、実施場所

1 級は、静岡県で行います

2 級、3 級は北海道、宮城県、東京都、静岡県、愛知県、京都府、福岡県に分けて行います。

3 合否基準

学科試験は加点法で、満点の 70%以上

実技試験は減点法で、満点の 70%以上

4 技能検定試験の手数料（受検料）

(1) 学科試験

イ 手数料

学科試験の手数料は、次のとおりです。

(イ) 1 級 8,500 円 (ロ) 2 級 8,500 円 (ハ) 3 級 8,500 円

(2) 実技試験

イ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりです・

(イ) 1 級 29,500 円 (ロ) 2 級 26,500 円 (ハ) 3 級 23,500 円

ロ 実技試験手数料の減免措置について

下記(イ)、(ロ)、(ハ)に該当する受検者は減免措置を受けることができます。

(イ) 2 級又は 3 級の実技試験を受ける者

(ロ) 35 歳未満の者（H30 年 4 月 1 日において 35 歳に達していない者）

(ハ) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の上覧の在留資格をもつて在留する者以外の者。

ハ 減免措置対象者の実技試験手数料

(イ) 2 級 17,500 円

(ロ) 3 級 14,500 円

(3) 学科試験手数料の納付

受付期間内に郵便振込で下記口座へ納付して下さい。

(イ) 振込先 (株)ゆうちょ銀行

(ロ) 口座名 一般社団法人 日本ピアノ調律師協会検定口

(ハ) 口座記号番号 0 0 1 3 0 - 8 - 7 8 9 8 3 4

振込用紙の通信欄に、ピアノ調律技能検定、○級学科、氏名、〒住所、電話番号を記載する。

手数料納付時に受領した「受領証」の写しを申請書に添えて提出して下さい。

(4) 実技試験手数料の納付

学科試験合格者は、合格後、協会が合否通知に併せて指示する期日までに受検する級の実技試験手数料を郵便振込にて納付して下さい。

又、実技試験受検者（学科試験免除希望者）は、受検する級の実技試験手数料を、受付期間内に郵便振込にて納付して下さい。

振込口座は上記と同じとし、振込用紙の通信欄に、ピアノ調律技能検定、○級実技、氏名、〒住所、電話番号を記載して下さい

上記手数料納付時に受領した「受領証」の写しを申請書に添えて提出して下さい。

(5) 受検手数料の振込みが無い場合及び受検資格が無い場合は、申請書を受理することができませんのでご注意ください。

5 問題の公表

学科試験の試験の範囲、及び実技試験問題は、あらかじめ当協会ホームページに掲載するとともに、受検申請者あて送付します。

6 受検申請の手続き

(1) 提出書類等

- イ ピアノ調律技能検定受検申請書
- ロ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする場合は、その資格を有する書面（写し）
（学科試験の免除を受ける場合は、学科試験合格通知書（写し）の添付要）
（免除規程は協会ホームページで確認出来ます。）
- ハ 手数料（手数料受領証の写しの添付要）
- ニ 生年月日の記載された書面（免許証、保険証等の写しの添付要）

(2) 提出先

一般社団法人日本ピアノ調律師協会 検定係り

所在地 〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-18-21 楽器会館 5階

(3) 受付期間

受検級	受付期間
1級学科・実技試験（両方受検希望者） 1級実技試験（学科試験免除者） 2級学科・実技試験（両方受検希望者）	平成30年4月1日から平成30年5月31日
2級実技試験（学科試験免除者）	平成30年6月1日から平成30年7月31日
3級学科・実技試験（両方受検希望者）	平成30年8月1日から平成30年9月30日
3級実技試験（学科試験免除者）	平成30年10月1日から平成30年11月30日

(4) 受検申請に関する注意

- イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- ロ ピアノ調律技能検定受検申請書（以下「申請書」という）の用紙及び受検案内は、当協会配布するほか、ホームページからのダウンロードも可能です。
なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、82円切手を貼ったもの）を同封の上、請求して下さい。
- ハ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きして下さい。
なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写し）を同封して下さい。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます
- ニ 学科試験及び実技試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、(3)に掲げる受付期間以外であっても受け付けます。
- ホ 学科試験又は実技試験が免除される場合は、当該試験に関わる手数料を納付する必要はありません。

へ 試験日まで 1 か月を切った後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。ただし、天災等のやむをえない理由により受検出来なかったときは、この限りではありません。又、手数料を払い込んだ後に、理由なく申請内容の変更、取消、手数料の返金及び次回受検への振り替えは出来ません。

6 合格の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を協会ホームページに公示します。

学科試験は、試験終了の約 2 週間後、実技試験は平成 31 年 3 月末頃それぞれ公示します。

(2) 学科試験又は実技試験の可否通知

学科試験又は実技試験を受検した者については、協会から書面で通知されます。

学科試験は、試験終了の約 2 週間後、実技試験は平成 31 年 3 月末頃それぞれ通知します。

(3) 技能検定合格証等の交付

1 級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名、2 級及び 3 級の技能検定合格者には当協会会長名の合格証書を交付します。

7 その他

技能検定について不明な点は、当協会までお問い合わせ下さい

問合せ先 一般社団法人日本ピアノ調律師協会 検定係り

住所 〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-18-21 楽器会館 5 階

Tel : 03-3255-3897 Fax : 03-3255-9246

E-Mail : g-kentei@jpta.org URL : <http://www.jpta.org>